

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の十三第二項の規定に基づき、次の道路の部分を自転車歩行者専用道路に指定する。

その関係図面は、令和五年六月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

路線名	利根川自転車道線
指定する道路の部分	羽生市大字常木字下一〇九四番四地先から 同市大字名宇屋敷裏七四六番四地先まで
指定の期日	令和五年六月二十七日
備考	国の首都圏氾濫区域堤防強化対策工事による。